

## 郵政民営化委員会（第28回）議事録

日時：平成19年6月8日（金） 10：00～11：00

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

○田中委員長 これより郵政民営化委員会第28回会合を開催いたします。

本日は、委員総数5人中、4名のご出席をいただいております。定足数は満たされております。

それでは、議事次第に従って議事の進行をしたいと思います。まず、第1の議題でございますが、本日の最初の議題は、前回に引き続きまして、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画についてでございます。前回会合において、論点整理などこれまでの調査審議を踏まえ、私のほうで実施計画に対する民営化委員会の意見の案を作成してまいりました。

まず、事務局から読み上げていただきまして、その後、審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○田邊参事官 お手元に、資料1というものが配付されておりますので、こちらを読み上げてまいります。

### 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画 に対する郵政民営化委員会の意見（案）

日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を評価するに当たって、郵政民営化委員会（以下「当委員会」という。）は、まず、当事者である承継会社等に望まれる事項等に関する基本的な認識を整理する。次に、これを踏まえて、実施計画と政府の方針との関係や留意点を具体的な意見として示す。さらに、本意見提出以降における当委員会の調査審議の進め方を付記する。

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 郵政民営化を考える観点

郵政民営化については、国民の利便の向上、民間秩序の中への融解及び株式の早期上場・処分という条件をいずれも充足するよう実施されなければならない。

郵政民営化を考えるに当たっては、我が国のガバナンス・ストラクチャー全般の変革の一環としてとらえていく必要があり、承継会社は、市場規律に基づく経営へと転換するとともに、民間企業にふさわしい統制環境を確立しなければならない。このことは、承継会社の経営陣のみならず、現場の各職員にまで浸透させていくことが必要である。

郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融二社」という。）については、これに加え、資産効率重視の金融機関経営や貸出債権市場の展開等、金融全般の流れの一環として考えていく必要がある。規模の大きさではなく資産効率を重視する世界的な流れへの対応や、貸出債権に関する市場価格の形成は、金融二社のみならず我が国の金融全般にとっての大きな課題である。

## (2) 政府保証の撤廃

政府保証が撤廃される中で、承継会社は自らの確なリスク管理を行い、これを開示することにより、市場の信認を確保していく必要がある。

他方、顧客においても政府保証の撤廃が十分認識されることが必要であり、「暗黙の政府保証」が残存するというパーセプションの払拭に向けて、最大限の努力が行われるべきである。

## (3) 株式上場の意義

金融二社及び日本郵政の株式上場は、投資家の目線に基づく市場規律の貫徹という意義を有しており、目標時期を明示して上場や完全処分の準備を進めることは、それ自体、経営の透明性向上につながるものと評価できる。

## (4) 承継会社の健全経営

郵政民営化に際し、郵便局ネットワークの水準及び郵便・貯金・保険のサービス水準の維持に向けて、費用の削減や収益増強等を通じて、承継会社の健全運営を確立することが不可欠である。その際、郵便局別損益に基づく評価の活用や、地域の顧客との対話によるニーズの的確な把握が重要である。

## (5) 経営の合理化

承継会社が健全経営を確立し、市場の信認を確保するためには、業務改善を通じた費用の削減とリスク管理態勢の確立とによる経営の合理化が必要である。

この点に関し、金融二社については、資産負債総合管理の観点等から、肥大化したバランスシートの規模を縮小し、資産効率を重視した経営を行う必要がある。ただし、バランスシートの規模については、政府による作為的介入は市場を歪めるため適当ではなく、政府保証が撤廃され、他の金融機関と同等の厳正な検査監督が行われる中で、市場原理を通じた適正化に委ねられるべきである。

#### (6) 収益増強とコンプライアンス態勢

郵政民営化が国民の利便の向上をもたらすものとなるために、承継会社は、厳格なコンプライアンス態勢の下、民間企業らしい創意工夫を行うことでメニューを多様化し、収益増強を図っていくことが重要である。郵便事業会社については、例えば、きめ細かなサービス展開や物流コストの削減等への早急な取組が望まれる。郵便局会社については、経営の自由度をいかし、国民の利便の向上を図るよう、多様なメニューのサービスを展開していくことが望まれる。その際、小規模局におけるコンプライアンス態勢の確立と新規業務の展開との調和が課題となる。

#### (7) 対等な競争条件の確保

郵政民営化の実施に当たっては、関連法令の執行における承継会社と他の民間企業との同等の取扱いは当然であるが、これに加え、郵政民営化法に従い、対等な競争条件を確保することが不可欠である。

金融二社に関しては、銀行法・保険業法に基づく通常の銀行・保険会社として、他の金融機関と異なった基準を設けることなく、同等に厳格な検査監督を行う必要がある。その上で、新規業務については、当委員会の調査審議を経て、適正な競争関係を確保しつつ認可していくこととなる。

#### (8) その他の事項

郵便局ネットワークの活用に当たっては、地域の活性化に向けた取組の中で幅広い意見交換を行い、地域社会との協働を進めていくことが重要である。また、郵貯・簡保の旧契約者の権利・利便を的確に保護することは当然の前提である。

## 2 具体的な意見

### (1) 基本計画及び実施計画に関する命令等に対する適合性

実施計画は、日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画、日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令、附帯決議（参議院郵政民営化に関する特別委員会）の尊重等の政府の方針に適合しているものと認められる。

### (2) 関係省庁の留意事項

実施計画の認可とその後の継承会社等の監督に当たり、金融庁及び総務省は、以下の事項に留意する必要がある。

#### ① 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲に関する事項

##### ・ 郵便事業会社の新規業務

郵政民営化においては、小包サービスについて、ユニバーサルサービス義務から外され、郵便事業会社が民間事業者と対等な競争条件の下で事業を展開することにより、国民の利便の向上が目指されている。これを踏まえれば、実施計画に記載された郵便事業会社の新規業務の許可については、事業間の不適正な利益移転が生じないように、法令に従って、郵便の業務とそれ以外の業務の区分ごとの収支の状況の公表を確保する必要がある。

#### ② 承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務に関する事項

##### ア 適正な会計処理

承継される資産、債務等の評価については、承継会社の今後のコスト負担、業績評価にも連動する問題であるため、国民の財産の承継であるという側面と、承継会社の今後の事業の継続という側面の両面から、国民の視点に立って公正に行われる必要がある。また、承継前後で一貫性のある厳正な会社処理とディスクロージャーを確保する必要がある。

以上の観点からは、共済費用の追加費用を一括して退職給付引当金として計上するとされていることは適当であると考えられる。承継される資産及び負債に関しては、この点を含め、適正な手続きの下で評価が実施されることを確保していく必要がある。

## イ 旧契約者の保護

承継時において、承継会社と郵便貯金・簡易生命保険管理機構の契約が、旧契約の適正な管理及び旧契約者の権利・利便の確保を図るものとなっていることを確認する必要がある。民営化後において、この点について、郵便貯金・簡易生命保険管理機構と承継会社が各々の責任を的確に果たすよう促す必要がある。

## ウ 金融二社等の銀行法又は保険業法上の基準充足及び自己資本の充実等

承継時において、金融二社等が、財産的基準等を含め、銀行法又は保険業法上の認可・免許の付与に必要な基準等を充足することを確認する必要がある。民営化後において、他の金融機関と同等に厳格な検査監督を行うとともに、財務の健全性や法令等遵守に配慮した質の高い経営管理を促す必要がある。また、自己資本比率や資産収益率等の様々な指標に関し、当委員会における調査審議を通じ、市場との対話に向けた情報開示を促していくことが考えられる。

## ③ 承継会社に引き継がせる職員に関する事項

### ・ 職員の帰属先の決定

承継時において、職員の帰属先の決定が円滑に行われ、民営化後のアフターフォローの態勢が存在することを確認する必要がある。

## ④ その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

### ア 郵便局ネットワークの水準及び郵便・貯金・保険のサービス水準の維持

承継時において、これらの水準の維持に関し、長期・全国一括の代理店契約の締結や法令に適合した郵便局の設置の要件充足を確認すること等が必要である。民営化後において、郵便局ネットワークの水準及び郵便・貯金・保険のサービス水準を維持していくため、創意工夫に基づく国民の利便の向上を通じ収益増強を図ることを促す必要がある。

## イ 承継会社の自立的経営

承継時において、承継会社間の契約が、通常でない条件での取引に関する規制であるアームズ・レングス・ルール等に合致しているかについて、市場価格や原

価構造等を勘案して確認する必要がある。民営化後において、利用者に対して一元的対応を行う中で、アームズ・レングス・ルールや移転価格に関する法令遵守等により、自立的経営を促す必要がある。

#### ウ 経営の合理化

承継時において、金利リスク、オペレーショナル・リスク等のリスク管理態勢が整備されているかを確認する必要がある。民営化後において、経営の合理化に向けた業務改善や民間企業にふさわしい統制環境の確立を促す必要がある。

### 3 今後の調査審議の進め方

#### (1) フォローアップ

当委員会としては、三年ごとの総合的な見直しに向けて、以上を踏まえ、半期ごとに、民営化の進捗状況や承継会社の経営状況のフォローアップを行う。

#### (2) 新規業務に関する調査審議

関係者に対して予見可能性を与える観点から、新規業務の申請前の段階で準備の進捗状況について報告を受け、透明性を確保しつつ調査審議を行う。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご意見がございましたら、いただきたいと思います。

長さはこんなもんですかね。これ以上長くても皆迷惑されるし。10月1日をいよいよ間近に控えるようになりまして、我々の委員会もこの1年、随分議論してまいりました。民間各企業においても、郵政民営化委員会に対する要望というのものも、最初はすべて右から左まで全部並べて持ってこられるということだったんですが、だんだんフォーカスが絞られてきたし、日本郵政株式会社のほうでも、そうした民間のご意見を、これはもう踏まえないとまずいだろうというご判断もこれあり、次第にフォーカスされる。依然としてももちろん争点はありますし、ここにもございますように、現実に新しい金融商品の許認可に当たっては具体的な調査審議を我々は行っていくわけですが、それでも全体として民営化のこなし方について、だんだん絞り込みがなされてきているのではないかというふうに思います。我々のこの意見表明もそれを受けて大分絞り込んできたかなという感じではいるんですが、感想等も含めまして、あるいは具

体的にここはちょっとまずいぞと、ここは変えろというような、もし訂正等ございましたら、それはもう最初にまず言っていただければと思います。

○富山委員 大変いい形で私はまとめていただいたとっておきまして、多分、論点としては、特に金融2社の経営の健全性の問題と、それから、いわゆる政府保証のパーセプションの問題と、その関連でのバランスシートの規模の問題、それから競争条件の確保の問題、これが本来あるべき姿でどう整理されているかということなんだと思うんですが、そこは我々の中でいろいろ議論を詰めてきた流れに沿って、非常にすっきりと整理されているというふうに感じております。

それで、この先は市場関係者なり周りのいろいろな民間の皆様と、どう上手にコミュニケーションしていくかということなんだと思いますが、えてして今までの議論がそうであったように、割とこの幾つかの論点をこんがらかさせた議論がやっぱりメディアの中ではいまだにやや残存しておりますし、そこは是非ともその辺のコミュニケーションをうまくやっていっていただくことが大事なのかと。我々自身も、多分、努力していかなきゃいけないんだろうと存じます。

もう1点だけ、細かいことなんですが、今の金融のほうではなくて、(4)の「承継会社の健全経営」ですか、これはむしろ増田さんが一番よくおわりの領域だと思うんですが、その「地域の顧客との対話によるニーズの的確な把握」云々ということなんですが、これは地域の行政主体との関わりとか、そういう要素のほうには盛り込まれていると考えてよろしいのでしょうか。

○増田委員 恐らく、そこも含めて、地域との対話が必要だと。「顧客」というときに、もちろんその住民が最終的には対象になるんだろうと思いますが、当然そこにサービスを提供する提供主体としての行政との対話ということも入っているんだろうと思いますし、それから、その後2ページの一番下のところですね、(8)の「その他の事項」のところでも、「郵便局ネットワークの活用にあたっては、……幅広い意見交換を行い」と、多分、ここでもう1回そういう趣意が書いてあるので、両者に、郵便局サイドだけでなく行政側のほうでも積極的に住民の意向を受けて対話をしていくという姿勢がそれぞれ求められているんじゃないでしょうか。

○富山委員 ここを私はふと思ったんですけどもね。

○田中委員長 辻山さん、3ページの「具体的な意見」のところの②の「承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務に関する事項」で、アの「適正な会計処理」のところなんですが、いろいろ筆を入れていただきまして、ここは、読んだ人が、これはもちろん知識、

経験、いろいろ人によって違うんですが、まずものすごく経験値の高い人が見ますと、これでもうクリアになったというふうに言っただけそうですか。

○辻山委員 そこに限らず、今日のこのペーパー、何回かの議論の中で、非常に適切に、慎重にまとめられたという印象なんですが、ちょっと私、先ほど読み上げていただいた中で、この3ページの、今、委員長がご指摘のところの第2パラグラフの「以上の観点からは」の次のところなんですが。

○田中委員長 「費用」の「費用」と。

○辻山委員 はい。「共済費用の追加費用」って何かなど。ちょっと今日改めて疑問に思いました。

○田中委員長 私も、「費用」の「費用」は、ちょっと。読み上げてもらったときに。これは、普通は共済費用じゃなくて。

○辻山委員 通常はですね、退職給付引当金は一括して積むというのはいいんですが、何を積むのかというと、承継会社になっていく時まで発生していた退職給付費用を一括しているということです。要するに、退職時に払う部分をその勤務年数に割り振りまして、その現在価値相当額を積んでいくという構造になっているので、将来のものを前取りして積むということではなくて、要するに、承継までに発生していた退職給付費用を一括して退職給付引当金として計上するというのが一番適切なのかなと。

○田中委員長 これは、訂正はまだ。

○木下事務局長 もちろん結構でございます。「追加」という趣旨は、民間企業の職員としての部分と恩給部分があって、その恩給部分の追加のことを指しておるわけなんです。おっしゃるように、そうすると時期的に追加するかのように誤認を受けるおそれがありますので、「整理資源」と書くのが、より正確なのかなと思いますけれども、どうですか。それで。

○辻山委員 「整理資源」。

○木下事務局長 はい。恩給法の用語だとそういう感じになります。

○辻山委員 通常、民間ですと、毎期発生している退職給付費用、通常の給与と賞与と退職給付費用というのは、3つ全部を各期で負担しなければなりませんので、そのうち支払っていない部分を引当金として積んでいくというイメージなんですね。ですから、支払っていないからといって、それが費用に計上されるというか引き当てられていないと、将来それは負担しなければいけないということで、会社が切り替わっていくときには既に発生した退職給付費用を一括して積むという理解ですが、それと恩給の追加部分との関係というのはどういうことですか。



○木下事務局長 ええ、ですからそうなんです。分野が違うので、言葉がやや、コンセンサスがとりにくいのです。郵政の職員は、元々、国家公務員でありましたので、恩給部分というのがあったわけですね。それについては公会計ですと現金主義体系ですから、每期每期、費用計上していくという扱いになるんですね。ところがこれは民間企業になりますので、民間企業としては将来的に確定をしますから、負債として計上してもさしつかえない。そういう意味での「追加」なんですね。

○田中委員長 そういう説明を聞くとこれでいいんだ。「共済費用の追加費用」で。

○吉良事務局長次長 追加費用というのは昭和34年前に既に債務の原因として発生しているわけですね。

○田中委員長 ええ、そうです。

○吉良事務局長次長 そういう意味ではこれでも私は構わないと思うんですけど。

○辻山委員 今、発生しているというふうに申し上げたのは、要するに、負担すべきという意味なんですね。ですから、要するに、コスト負担はどっちなのかという発想なので、恩給の部分も結局は承継までの期間が負担するという意味には読める。「発生している退職給付費用」と言えば。ただ、「共済費用の追加費用」というと何かわからない。

○木下事務局長 例えばですね、「共済費用として追加された費用」と、そういうことですかね。

○辻山委員 もう一度。

○木下事務局長 「共済費用として追加された費用の額」。要するに、「追加」という言葉が、時間の観念を含んでいるので混乱するということなんだと思うんですね。追加する対象は、基本となる民間企業と同じような体系のものに、こうであるから追加していると、その追加という現象は、過去既に発生している、こういうことなのです。

○辻山委員 ですから、追加分も通常の部分も、常にそういう負担をすべきだというのを、「発生している」というふうに言えば、その中に追加分、要するに、通常、公務員として支払われるべきだったものも入っているので、「発生している退職給付費用」と言えばすべて入るのかなという感じは持ちますけれども。

○富山委員 ですから、招いてはいけない誤解というのは、何かここでプレゼントを上げるようなふうに思われちゃいけないと。

○木下事務局長 そうです、そうです。以後の分をここで計上してあげて、後の人が楽になるかのように見える、こういう問題ですね。

○富山委員 ちょっと何かそういうミスリードな感じがするという話ですね、先生のお話はね。今ちょうどうるさい時期だし、こういう話は。

○辻山委員 ですから、実際に恩給の部分というか追加的な部分も既に発生していることは事実なので、既に発生している退職給付費用を一括して引当で積むというほうが。

○富山委員 P/LからB/Sに持ってくるというだけの話ですね。

○田中委員長 そうすると、今の辻山さんの意見で、もし手直ししますと、「以上の観点からは、既に発生している退職給付費用を引当金として」と。

○辻山委員 「一括して」。

○田中委員長 ああ、「一括」がいいか。「一括して引当金として計上されていることは適当である」。

○木下事務局長 それはちょっと違うような気がします。つまり、恩給部分であることに事のややこしさがあるんですね。

○辻山委員 ただ、恩給部分というか退職給付費用というのは、将来の年金も、すべて含むわけです。

○木下事務局長 それはもちろんそうなんですけど。

○富山委員 恩給とは何ぞやと。恩給は退職給付費用ですよ。

○辻山委員 そうですね。恩給であろうが、年金であろうが、一時金であろうが、すべて退職給付費用だと思います。

○木下事務局長 やっぱり、そうですね、やっぱりこれは、ですから一般的にわかるかどうかは別として、正しい言葉は、「共済」

○吉良事務局次長 「整理資源負担額」。

○木下事務局長 というのが厳密に正しい言葉ではあると思います。

○田中委員長 「共済」、何ですか。

○木下事務局長 「共済整理資源負担額」。

○吉良事務局次長 ちょっと正しいかどうか確認します。

○木下事務局長 確認しましょう。

○辻山委員 もしそうであれば、その負担額も、本来は発生している退職給与費用なので、「共済整理資源負担額を含む既に発生している退職給付費用」と言えば。

○木下事務局長 そうですね、「共済整理資源負担額を含む退職整理資源負担額を」。

○吉良事務局次長 ちょっと言葉がいいかどうか確認します。すいません。

- 木下事務局長 一応ちょっとチェックさせますが、「共済整理負担額を含む」。
- 辻山委員 既に発生しているんですね。
- 木下事務局長 「既発生の」にしましょうか。
- 辻山委員 そうですね。
- 木下事務局長 「既発生の退職給付費用を一括して引当金として」と。
- 辻山委員 「退職給付引当金」。
- 木下事務局長 「退職給付費用を一括して退職給付引当金として計上するとされていることは適当であると考えられる」ですね。
- 辻山委員 必ずしも債務性が確定しているかどうかという話とは、ちょっとずれているようですね。受給権のあるなしにかかわらず費用として積んでいくので。
- 富山委員 これは実際、今やっているんですよね、引当計上の作業は。
- 木下事務局長 これまではされていないわけです。
- 富山委員 これからやるんですよね。それは、一応、方針は決まっていたのでしたっけ。
- 木下事務局長 はい。それは、郵政公社のほうからご説明があった時に、そういう方針であるということは発表がありました。
- 富山委員 だからその辺は平仄を合わせておいたほうがいいと思います。表現については。
- 木下事務局長 言葉ですね。では、ちょっと、すみません、公社の発表の文章とも照合しまして、修正したいと思います。
- 辻山委員 それ以外の部分については申し上げていることは反映していただいて、非常によくできているんじゃないかなと思います。前回の、規模の問題も大分入れていただきまして。
- 田中委員長 アームズ・レンジス・ルールにかかるところのこの日本語は、これでいいんですかね。4ページの④のイですが、「通常でない条件での取引に関する規制である」と。
- 富山委員 この「規制」という言葉は正しいんですかね。規制っぽいものってあるんですしたっけ。
- 田中委員長 正確には規制ではないですね。
- 辻山委員 これを全部とっちゃったらどうですか。「アームズ・レンジス・ルール等」にいきなり飛んではいけないんですか。「契約が、アームズ・レンジス・ルール等に合致している」と。
- 田中委員長 ただ、なかなかわかりにくいんですね。何だこれって。
- 増田委員 多少書いておいたほうが正確であればいいんでしょうけどね。

○富山委員 これは、要は、用法として、一般原則として使われる場合があるので、アームズ・レングス・ルールって。多分、そこでミスリードしないように。レギュレーションとして存在するアームズ・レングス・ルールという問題と、一般用語としてのアームズ・レングス・ルールと、両方ともあるので。例えば規制としてのアームズ・レングス・ルールには合っているけれども一般的原則としてどうかという話になっちゃうと、またややこしくなるので、何かその辺、趣旨としては一般原則としてのアームズ・レングス・ルールにも合致していたほうがいいという趣旨でもあるんですけどよね。確かこのときの議論というのは。

○辻山委員 そうすると、その前の「承継会社間の契約が」が、「アームズ・レングス・ルール」に、そのまま飛んでも。

○富山委員 いいような気がするんですけども。

○田中委員長 そうか。私が、わかるように前に振ってくれと言ったもので、入れてもらったんだけど。

○富山委員 具体的なレギュレーションとしては何を想定して「規制である」と入れたのでしたか。

○木下事務局長 ここは、典型的には銀行法、保険業法ですね。それから税の関係ということになりますけれども。

○富山委員 でも、銀行法に限らず、例えば郵便事業会社と郵便局会社の間のアームズ・レングス・ルール、そこは。

○田中委員長 ただ、銀行法の場合は、リスク遮断について非常に厳しいといいますが、やっぱり規制なんでしょうね。

○富山委員 そこは規制ですよ。だから、そこも入っていて。そうなんですけど、そこにかぶらないところもちゃんとやってくださいという趣旨が入っているんですよ、そこだけなんですか、これは。

○木下事務局長 政府がどの程度関与するかという話と、それから私的自治の問題としてアームズ・レングス・ルールを会社として守ったらほうがよかろうというのと、2つあると思うんですけども。例えば、確認するということで、会社としてはそうであったほうがよかろうと思われることについて、さもないと認可しないというようなことがあり得るかというのと、それはちょっと政府としては過度の介入ではないかなと思います。一方、例えば促す場合には、それはそのほうがいいでしょうねというふうに促すのは、さほど問題ないかもしれません。

○富山委員 2つ目の「アームズ・レングス・ルール」は、割と一般的なことで言っているわ

けですか。でも、「法令遵守等」と書いてあるな。

○木下事務局長　そこは、こうだと思っただけですけども、アームズ・レンジス・ルール自体は、ここでの用法としては規制のことを述べているわけですね。ですから、それで、前段でも後段でも合致していますか、あるいは重視していますかというのをチェックしなさい、あるいは促しなさいと。ただ、後段では、「促す」と書いてありますので、それだけじゃなくて会社のあり方としてそういうことがよかろうというふうに言うと。じゃ、守らなかったら、例えば事業計画を承認しないかという、そこはなかなか議論の余地があると思っただけですね。

○富山委員　ちょっとくどいようですけども、むしろ公取委の見解を聞いた時に、郵便局会社の全国ネットワークの独占的利用活用に関する問題のほうの指摘、むしろそっちのほうに焦点がいていましたよね。そうすると、金融2社の問題とは別個の問題として、独占的ネットワークを持っていることに関していろんな議論が出てくるとすると、郵便局会社と事業会社の間であるとか、くどいようですが、要は、いわば郵便局会社と金融2社サイド以外のところでの、ここで言うレギュレーションの外側にいて外れちゃうかもしれない部分のアームズ・レンジス・ルールというのを、やっぱりどこかで言うておいたほうがいいような気がしたんですけども、それは変ですか。それを言っちゃうのは変なのかな。だけど、別会社で経営するんですよ。

○木下事務局長　その部分については、郵便局会社がどういうサービスを導入するかについて、昨年の議論を思い出してみますと、公共調達的な色彩を持って考えるべきだという議論があったのに対し、アームズ・レンジス・ルールという整理ではなくて会社としての経済合理性に基づいてフェアに決めるべきである、そういう整理であったかと思います。今のお話、アームズ・レンジスという整理も可能かと思いますが、郵便局会社としての経済合理的決定ということも可能かなということでありまして、かつ、政府としての直接的関与ではないだろうと思います。そうだとしますと、むしろ、「基本的な考え方」の「収益増強とコンプライアンス態勢」のところ、郵便局会社として望まれることについての意見というふうな位置づけになるかと思います。

○富山委員　ですから、ここに例えば、「自立的に展開していく」とかですね。あるいは、「経済合理性に基づいて」とか、何か修飾をつけるんですかね。

○木下事務局長　はい。

○富山委員　4ページ目の日本語の問題として、「規制であるアームズ・レンジス・ルール」というふうにしちゃうと、アームズ・レンジス・ルールってレギュレーションのことかなと

いうふうに日本語としては思ってしまった、多分、違和感を感じたんです。そういうことだったんです。多分、日本語の問題だと思います。そうだとすれば、下の2つ目の文章のほうが、多分、ナチュラルな文章なんですよね、きっとね。「アームズ・レングス・ルールや移転価格に関する法令遵守等」というほうが、多分、ナチュラルなんです。だから、くだいようですが、固有名詞的なアームズ・レングス・ルールです、ここで使われているのは。そういう意味です。

○木下事務局長 はい、そうです。整理の問題で、政府が強制できるということに限られるということからしますと、そうなるのではないかと思います。

○辻山委員 そうすると、今の富山委員のご指摘というかご懸念の部分というのは、その規制の部分に限らず適正な価格で取引が行われるという、そういうところは、この3ページの例えば。

○富山委員 コンプライアンスはこっちのほうなんです。

○辻山委員 コンプライアンスもそうでしょうし、あるいは、「事業間の不適正な利益移転が生じないよう」という収支の状況、その辺なんです。

○富山委員 そっちのほうでしょうね。そうなんだろう、きっと。その辺は、文意として明確であれば別に構わないので。4ページはかぎ括弧をつけるんですかね。アームズ・レングス・ルールって、いつの間にか規制だったのかなというようなことを思ったものですから。民間の世界では、この言葉は契約用語とかでよく入れるじゃないですか。要は、その誤解がなければ結構でございます。誤解がないような表現にしてもらえればそれでいいです。

○木下事務局長 委員に認識を共通化していただいたほうがありがたいんですけども、株式会社として余り妥当でないような価格で取引をした場合に、それを行政取り締まり的な観点、銀行法という特殊な業種に対する取り締まり規定であるアームズ・レングス・ルールに照らし、それに対して例えば行政処分が打てますかという問題だと思うんです。打てるようなものであれば、これは実施計画の認可に当たって確認しておかなければいけませんし、それに違反している限りは認可しちゃいかんわけですね。一方、株式会社としての合理性からみると、やや問題かもしれない、しかし政府が取り締まるほどのことではないというものについてをどう考えるかなんですけれども、それについて、例えば、「確認しなければならない」というふうに政府に言っちゃうと、それはやっぱり過度の要求です。承継会社にアームズ・レングス・ルールを守ることが望まれるという、こういう性格のものになると思うんです。そこをどうなさいますかということによって整理の仕方が違ってくるということだと思います。

○富山委員 それは、多分、そこまでは言ってないんでしょう、きっと。あくまでも民間の一般的な取引原則としてアームズ・レングス・ルールでやるのは、ある意味で世の中では普通のことになっていますから。ですから、多分、今、木下さんがおっしゃったことまで言っちゃうと言いきなると私は思います。なので、だから別に、手前のところにそれを入れてくださいと言っている趣旨では私はございませんので。むしろ経済合理性の中でちゃんとやってくださいという表現で十分です。だから、むしろ4ページのこの表記、日本語としてちょっと私は余り好きではないので。何か上手な日本語を考えてもらえれば。

○田中委員長 アームズ・レングス・ルールって、日本の法制には使っていないんでしょう。

○木下事務局長 いえ、銀行法の中に取り入れてあります。

○田中委員長 入れてあるの。

○木下事務局長 はい。銀行の場合は、融資を通じて主要取引先に過度に不当な利益を与えるというのが過去からありますものですから、それについては規制するということになっております。後は、そういう次元で、業法的なものでは金融関係業法、あるいは証券業とか保険業についてはつけてあるわけですが、その次のラウンドとしては、税法のところあるいは証券法の開示如何というところについているわけですね。3段目のレベルとして会社としてのあるべき規範としてあると。この3つがあるわけなんですけれども。外国の場合は、元々、3つ目があって1、2が積み上がってきているんですけど、日本の場合は、むりやり1、2がポンポンと来ているので違うように見えているという、そういうことがあります。

○富山委員 おっしゃるとおりです。そうなので、そこは誤解さえなければいいんだと思うんです。だから、規制としての、いわゆるアームズ・レングス・ルールでもいいですし、要は、これは固有名詞のアームズ・レングス・ルールのことを言っているんですよということがわかればそれでいいんじゃないでしょうか。

○田中委員長 英国だと、ジェントリーがいてコミュニティにもそういう秩序があるし、同業者の間でも秩序があって、それを前提にやっていこうという中でF S Aが出てきているという、こういうお話なんですね。その上に乗かってF S Aがある。今度、それを、3事業のほうは今までぶっ込みでどんぶり勘定でやっていたよというので、それは駄目よというので、一つ一つ自立性を持って経営してくださいというのと、それから民間のほうももう一つだったから、それをきちっと作り上げようというのと合体になっているからね。なかなか。

○富山委員 あるいは、「取引に関するアームズ・レングス・ルール規制」というふうに書いてもいいですよ。

○木下事務局長 ああ、そうですね。

○富山委員 後ろに持ってきてもいいでしょう。そうであれば、固有名詞であることがはっきりしますから。

○木下事務局長 はい、なるほど。

○富山委員 「規制」の場所を後ろに持ってくれば。

○木下事務局長 そうすると、一般取引原則としてのアームズ・レングス・ルールだとは誰も思わなくなりますね。

○富山委員 そうすると、「通常でない取引に関するアームズ・レングス・ルールによる規制などに合致しているか」。規制の専門用語になったのかと思っちゃう人がいるかもしれないから。

○木下事務局長 はい、結構でございます。

○田中委員長 でも、これで我々がヒアリングをしたいろんな相手先の誤解はかなり解くことが。誤解の部分は、いや懸念は持っているんでしょうけれどもね。また認可するんだらう、お前ら、みたいのがあるから。

○富山委員 素直に読めば誤解しない。

○田中委員長 ただ、誤解は解けているんじゃないかとは思いますがね。

では、2点について修正をお願いしましたので、後は、よろしいでしょうか。

では、どうもこの審議、ありがとうございました。

続きまして、もう1つ議題がございますので、そちらに移りたいと思います。郵政民営化法第124条第2項等の規定に基づく政令案についてであります。

それでは、推進室のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○目時参事官 委員長ありがとうございます。推進室の目時でございます。

それでは、議題2についてご説明申し上げます。資料2-1をご覧くださいと存じます。これは、金融庁長官並びに総務大臣から、ここに書いてございます政令案について立案いたしまして、民営化委員会の意見をお伺いしたいということの文書でございます。民営化委員会の意見を伺いますということは、ここの文章の2行目でございます、「同法第123条第1号及び第151条第1号の規定に基づき」とございますが、民営化当初の金融2社の業務範囲に関わるものでございますので、この法律によりまして民営化委員会の意見を聞かなければならないということになってございます。

具体的には、この政令案ということでございますけれども、この民営化法第124条第2項等



の規定に基づく政令案と、これは後で詳しく申し上げますが、郵政民営化法と他の法律の適用関係、どちらが優先するのかということの規定したものでございます。こちらに来ております要請文章は、この資料2-1の頭紙、並びに資料2-2の内容についての説明の紙、並びに改正案の当該部分だけでございますけれども、政令の新旧対照からなっております。当該部分と申し上げましたのは、実は、これも含みまして、現在、郵政民営化法の施行に伴う関係政令全体の整備に関わる政令ということで、行政手続法に基づいて、両省庁、金融庁並びに総務省のほうから現在パブリックコメントにかかっているところでございます。6月4日から7月4日までという形でかかっている状態でございます。

それでは、中身の説明を申し上げたいと思います。資料2-2の「郵政民営化法施行令の改正」というページをご覧くださいいただければと思います。

1から申し上げます。ご案内のとおり、当初、金融2社の業務範囲は郵政民営化法で制限いたしまして、具体的な内容は、現在の日本郵政公社の業務範囲と同様となるように関係政省令で規定していくとなっております。この民営化委員会でも既にご議論、ご検討いただきまして、18年5月並びに7月の関係政令について適切であるのご意見をいただきました。新しくできます金融2社の業務範囲というのは、ほとんど日本郵政公社の業務範囲と同様になっておりますが、そのいわばファイン・チューニングの場所がここということでございます。具体的にどういうものかというのは、この2つのものでございまして、銀行あるいは保険会社というのは、これも、それぞれできる業務というのは決まっておるんですけども、中でも、他の法律の規定にかかわらず、銀行であり保険会社であれば業務を営むことができるというようなものがございます。

これは具体的に見ていただいたほうが早うございますので、2ページめくっていただきまして3ページ目、「参考」というのがございます。他の法律の規定にかかわらず業務を営むことができる規定の例ということで、この上のほうの例、1番の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」、これの右側の読み替え前というのを見ていただくとよろしいかと思います。兼業の認可、「銀行その他の金融機関は」、飛ばしますけれども、「他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法並びに、こういったものを営むことができる」というふうになっております。ですから、このままですと、本来、民営化法なら、内閣総理大臣並びに総務大臣の認可、そして民営化委員会の意見という三本柱がなければ新しい業務はできないわけですが、これを見た限りでは内閣総理大臣の認可を受ければできるという形になってしまいます。正確にはできるというわけではないのですが、お互いの法律同士で矛盾が

生じてしまうということになるわけです。ですから、これをどうするかと言いますと、技術的には単純なのですが、左のほうを見ていただきまして、「他の法律を除く」と書いてあるんですけれども、他の法律の中でも郵政民営化法は駄目ですよという書き方でありまして、ですから、「かかわらず」といいますけれども、郵政民営化法だけがかわってしまう、郵政民営化法のほうが優先ということになります。

1 ページ目に戻っていただきまして、このことが書いてございます。ポツの2つ目ですが、このうち、「銀行（保険会社）は、他の法律の規定にかかわらず業務を営むことができる」というふうな、関係の記述のものに対して、民営化法のさっきのルールを申し上げました。内閣総理大臣、総務大臣、そして民営化委員会の意見と、この三本柱のやり方の民営化法の業務範囲制限が優先してできるように、そういった適用関係を調整する。その調整しなさいと言っているルールそのもの、メカニズムは、既に第124条、第152条で書いてあります。

今回何をやりますかというのは、さらにさっきの話でございまして、その適用関係の対象になる法律は政令で決めなさいということになっております。ですから、政令に網をかけなければならない、指定をしなければならないんですが、なるべく漏れのないように、きちんと全部網羅したいということで、実は、民営化法の決定の後、先ほど申し上げました信託業務の兼営等に関する法律というのが施行されておりますので、こういった関係で今回すべてを指定するというので改正させていただくということにしております。なお、もちろんこういった規定を追加するわけですので、当たり前ですが、追加されることでこの政令は条の番号が2つ加わってしまわずれます。さらに、それをまたいろいろと引用をしているものの条文の番号もずれてくるということで、こういった機械的な改正も行います。

なおこの後、法技術的な修正ということなんですけれども、法制局とのお話、あるいは各省協議というのがこの後ございますので、内容というよりも、こうした条ずれとか法技術的な修正というものはあることになってございます。この様な条件がございまして。それから、先ほど冒頭に申し上げましたが、現在、この政令案も含めて、パブリックコメントにかかっている状態であるという状況等もご配慮いただきました上で、本件につきまして内容等ご審議いただければと存じます。

以上でございます。

○田中委員長 それでは、ただ今のご説明に対して質疑等ございましたら。

条ずれって初めて聞きましたけど、そういうふうに言うんだなと。

○富山委員 やっぱり条ずれさせるのが普通のやり方なんですか。商法みたいに、何条の2と

か、何条の2の3とか4とかをつくって、普通はそうするじゃないですか。すみません、雑談に近いですね。

○岡崎参事官 施行後であれば何条の2とかつけられるんですけども、施行前なので、10月1日で初めて施行した時に、何条の2というのがあるのはおかしいという話があって、条をずらすようです。

○富山委員 なるほどね。そうか。いいような気がしますけれども、誰が駄目だと言うんですか。内閣法制局ですか。

○岡崎参事官 はい。

○増田委員 施行時に枝番というのはおかしいと。美学か。

○富山委員 美学ですね。どうでもいいような美学だけど。

○田中委員長 もし特段のご意見がないようでしたら、本件についてはご説明がありましたとおり、金融庁長官及び総務大臣から当委員会の意見が求められております。当委員会としての意見書の案を作成してみましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○岡崎参事官 ただ今、案をお配りしております。委員長の名前で金融庁長官と総務大臣あてに2通の意見を出します。短いので読み上げさせていただきます。

#### 郵政民営化法第124条第2項等の規定に基づく政令案について（意見）

平成19年6月4日付け金総第1146号・総郵貯第93号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

#### 記

郵政民営化法第124条第2項等の規定に基づく政令については、平成19年6月8日に開催された郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案することが適当である。

総務大臣も同文であります。

以上です。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

それでは、いかがですか。これでよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、意見の取りまとめをさせていただきます。本政令案は、現在、政府において行政手続法に基づくパブリックコメントに付されております。一方、推進室からの説明にありまして、民営化当初の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務の範囲は日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとなるように法令により規定するとの郵政民営化の基本方針に基づいて今回の政令案は立案されたものであります。民営化当初に関する措置でありますので、当委員会としては、その内容について現時点で判断を行っても問題はないと考えます。

パブリックコメントについては、7月初旬の意見締め切り後に、政府において速やかに結果の取りまとめがなされるものと承知しております。この締め切りの2日後までに、政令案の内容がパブリックコメントにより変更されるとの申し出が政府からなければ、その時点をもって、当委員会としては、事務局から説明のあった、「郵政民営化法第124条第2項等の規定に基づく政令案について（意見）」を意見として出すこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのように決めさせていただきます。

○木下事務局長 先ほどの修文なんですが、確認しますと、3ページですけれども、共済整理資源のところですが、「以上の観点からは、共済整理資源負担額を含む既発生の退職給付費用を一括して退職給引当金として計上するとされていることは適当であると考えられる」、こういうことが正確な表現になるということと、4ページ目、アームズ・レングス・ルールのところですが、「通常でない条件での取引に関するアームズ・レングス・ルールによる規制等に合致しているかについて」と、この2点を修正させていただくということです。これで正確であるということの関係者の確認もとれましたので、よろしければそうお願いしたいと思います。

○田中委員長 以上2点についての修正をいたしました。これでこの意見はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それではこれで、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に対する郵政民営化委員会の意見」ということで、本日、内閣総理大臣及び総務大臣あてに提出いたします。

後は、2時からブリーフィングを記者の方々に行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の郵政民営化委員会第28回会合を終えたいと思います。